主 文

- 1 本件仮処分申請をいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は債権者らの負担とする。

理 由

第一 当事者双方の申立てと主張の要旨 一 申立て

(一) 債権者らの申立て

「1 債務者が債権者らに対してした昭和四四年一月一一日付(同月二〇日通知)各懲戒処分の通知の効力を停止する。2 債務者は債権者らの就労を妨害してはならない。3 債務者は債権者らに対し昭和四四年一月一一日付各懲戒処分通知に基づく懲戒免職処分の発令をしてはならない。4 訴訟費用は債務者の負担とする。」との裁判を求める。

(二) 債務者の申立て 主文と同旨の裁判を求める。

ニー主張の要旨

(一) 申請の理由

1 (1)債権者Aは、債務者日本国有鉄道東京鉄道管理局品川機関区の機関車 掛、債権者Bは、右機関区の機関助士であつて、(2)両名は、いずれも国鉄動力 車労働組合(以下動労という。)の組合員である。

車労働組合(以下動労という。)の組合員である。 2 債務者は、債権者らに対し、日本国有鉄道法第三一条第一項第一号に該当する 行為があつたとして、昭和四四年一月一一日付で、別紙事由書記載のとおり懲戒免 職に関する通知(以下事前通知という。)を発し、右通知は同月二〇日債権者らに 到達した。

- (3) かりに債権者らに多少行過ぎがあつたとしても、懲戒免職することは事案の内容にかんがみ、苛酷に失し、懲戒権の濫用である。

それ故、本件事前通知は違法である。

- ところで、最近の債務者の態度をみると、弁明または弁護を行なうべき 期日を一方的に指定し、その期日に、異議申立人側が都合により出席できない場合 でも、その期日を強行し、弁明または弁護の手続を経たものとして、処分の発令を することが行なわれているばかりでなく、一回の弁明または弁護によつて意見の対 立が決定的であるとする場合には、二回目以降の手続を一応予定しながら、これを 無視して直ちに発令することも行なわれている。
- (2) 本件の場合、事前通知を受けた債権者らは、昭和四四年一月二四日異議申立てをし、同年二月三日第一回の弁明または弁護手続が開かれており、同日の手続 では継続してさらに第二回の弁明または弁護が行なわれることを予定しているが、 債務者は処分発令を断念し、もしくは処分の程度を変更する意向や態度を何らみせ ていない。そこで、本件の場合も、前記のような最近の債務者の態度からみて、債 務者が弁明または弁護の手続を一方的に強行し、明日にでも処分を発令する可能性 が存在するのであり、債権者らの雇傭契約上の地位は不安定な状態におかれてい る。
- 懲戒免職処分の場合は、その事前通知にともなつて、当該乗務員に対し、直ち「乗務停止」の処置がとられ、就労制限およびこれにともなう給与減額の不利益 が課されるのが常であり、その法的根拠は明らかでない。本件債権者らも事前通知 後直ちにこれらの処置がとられ、就労が妨げられているばかりでなく、これにとも ない債権者Aは月額一、五〇〇円、同Bは月額五、五〇〇円の給与の減少を来たし
- よつて、債権者らは、左記のような本案訴訟の提起を準備中であるが、本案訴 訟の結果をまつことは著しい損害を蒙ることになるから、まず事前通知の効力停止 の仮処分命令を求め、これが容れられないときは就労妨害禁止及び懲戒免職処分発 令禁止の仮処分命令を求める。 記
- 原告ら(債権者らをいう。以下同じ。)は、被告(債務者を (1) (i) (1) いう。以下同じ。)に対し、昭和四四年一月一一日付懲戒処分の事前通知を受けな い、雇傭契約上の、地位にあることを確認する。
 - (もし右が許されないとすれば)
- 原告らは、被告に対し、それぞれ雇傭契約上の権利を有することを確認す (\square) る。
- 被告は、原告らに対し、昭和四四年一月一一日付懲戒処分の事前通知に基 (ii) づいて懲戒免職処分の発令をしてはならない。
- 被告は、原告らの就労を妨害してはならない。 (2)
- 三 債務者の答弁と主張
- (<u>—</u>) 申請の理由1の(1)は認めるが、(2)は知らない。
- 申請の理由2は認める。
- (\equiv) 申請の理由3も認める。
- 申請の理由4のうち、C指導機関士が債務者当局から臨第一五一仕業に (四) 1 添乗する指示を受けていたことは認めるが、その余は争う。
- 2 事前通知に記載された懲戒事由を敷衍すると、次のとおりである。すなわち、 (1) 債権者Aは、(i) 昭和四三年一二月一一日一九時五〇分ころ、東京鉄 業管理局品川機関区乗務員室において、臨第一五一仕業の警戒添乗の点呼を受ける

ため当直室に行こうとした指導機関士Cに対し胸元を引張る等の暴行を加え(ii) 同日同時刻ころ右Cに対して暴行を加えている際に止めに入つた助役Dに対して その胸元をつかみ右乗務員室入口の扉に強く押しつける等して暴行を加え、そのた め右扉に据付けてあつた縦一米、横三五糎の鏡一枚を損壊した。

債権者Bは、(i) 昭和四三年一二月一一日一九時三五分ころ、東京鉄 道管理局品川機関区指導助役室において、他の者によりその胸元を引張られて乗務 量をは、他の名によりての過光を引張られて来る。 員室に連行されようとしていた前記Cを他の一名とともに押し、ついで同日一九時四五分ころ、臨第一五一仕業警戒添乗のための点呼を受けるべく当直助役室に赴こうとした右Cに対して作業服のえり元に両手をかけて下から締め上げる等の暴行を加え(ii) 同日一九時五〇分ころ、右機関区乗務員室において、債権者Aととも に、助役Dに対して乗務員室入口の扉に強く押しつける等の暴行を加え、そのため 右扉に据付けてあつた前記縦一米、横三五糎の鏡一枚を損壊した。

なお、債権者らの右暴行により助役Dは、頭部頸部背部挫傷の傷害を受け、五日 間休業した。

債権者らの右の行為は、日本国有鉄道法第三一条第一項および日本国有鉄道就業

規則第六六条第一七号に該当するので、本件事前通知をしたものであつて、右事前 通知に手続的、実体的な何らの違法もない。

- 申請の理由5の(1)は否認する。 (2) のうち、債権者らが昭和四四年 -月二四日異議申立てをし、同年二月三日弁明または弁護手続の第一回期日が開か れ、さらに第二回期日が開かれることが予定されていることは認めるが、その余は 否認する。現在東京南鉄道管理局において、弁明または弁護の手続をすべき案件が 三、〇〇〇件程あり、目下順序に従い進められてはいるが、本件に関する弁明弁護 の第二回期日がいつ開かれるか目下のところ未定である。
- 申請の理由6のうち、債権者らに対し、本件事前通知をした後は、債務者 (六) において債権者らに対し具体的勤務を指定していないことは認めるが、その余は争 う。債権者らに対する勤務予定表による個人別日別の勤務指定は債権者らの所属す る箇所長である品川機関区長の権限に属するものであるが、右品川機関区長は、債 権者らが本件事前通知を受けたことにより精神的動揺をきたし、機関助士である債 権者Bにおいては運転事故を発生せしめ、機関車掛である債権者Aにおいては機関 車の検修作業に疎漏をきたすかも知れないと考え、安全確保の見地から、その権限 において、勤務を指定していないものであつて、債権者らが主張しているように、 本件事前通知の当然の効果として、乗務停止という処置がとられたものでもなく またそのようなものが制度上存するものでもない。また本件のように事前通知をう けた者に対し具体的な勤務指定をしない前例はない。

申請の理由7は争う。

債権者らに対しては、懲戒処分の発令はなされていない。したがつて、債権者ら との間に雇傭契約が存続していることは明らかである。しかも債権者らも自認するように事前の通知により直ちに雇傭契約上の地位や権利に変動を生ずるものではな い。そうであるとすれば、債権者らが主張している本案訴訟の請求の趣旨(1)の (i) はいずれも本件仮処分の本案訴訟としては訴の利益を欠き失当であり、

- (1)の(ii)も仮処分の申請の趣旨としてはともかく、本案訴訟としては雇傭契 約上の地位確認の一態様に過ぎず、独立した本案訴訟としては許されない。また (2) の請求の趣旨は、就労請求権を前提としたものであるが、労働者には就労請求権がないから、これを前提とする本案訴訟も失当である。 右のように、本案訴訟が失当であること明らかなものにつき、仮処分を求めるこ
- とは失当である。

当裁判所の判断

- 申請の理由1(1)は当事者間に争いがなく、同(2)は甲第二四、二五号 証、同第四三、四四号証により一応認められる。
- 申請の理由2、3は当事者間に争いがない。
- 三(一) ところで、仮処分は、被保全権利が、本案訴訟により確定され、または執行されるまでの暫定的仮定的処分であるから、被保全権利が、本案訴訟によつて確定され、または執行される見込みがない場合は、仮処分の発令は許されない。

そこで、申請の理由フにおいて、債権者らが、本案訴訟の請求の趣旨とし て予定していると主張しているものについて順次検討してみよう。 まず、(1)(i)(イ)については、申立ての趣旨が明確と

(1) (i) (イ) については、申立ての趣旨が明確とはいいがたいが、 一応、債権者らと債務者間の雇傭契約上債権者らは本件事前通知を受けるいわれが ない地位にある旨の確認を求める趣旨と解することができる。しかし、事前通知自 体が直ちに雇傭契約上の地位や権利に変動を及ぼすものでないことは前記のように 当事者間に争いがないところである。なお、債権者らは、事前通知が懲戒免職処分 に関するものである場合は、当該乗務員に対し直ちに「乗務停止」の処置がとら れ、就労制限およびこれにともなう給与減額の不利益が課されるのが常である旨主 張し、甲第四三、四四号証によれば、債権者らの場合、本件事前通知の翌日から 「命令休暇」に付され、その結果、就労が制限され、また、乗務旅費、夜勤手当、

超過勤務手当等を受ける権利を取得する機会を失なつたことが一応認められるが、 このことが事前通知自体の法的効果であると認めるに足りる疎明資料はない。そし て甲第三号証によれば、事前通知の効果としては、単に通知を受けた職員に弁明または弁護の申立権を発生せしめ、申立期間を開始させるという手続上のものがあるだけであることが一応認められる。ところで、甲第三号証によれば、本件協約一七 条は弁明又は弁護の手続の結果当該職員の無実が明らかとなつた場合、所属長は事 前通知を取り消すべき旨規定することが一応認められるが、この取消は処分意思あ ることの通知の撒回を意味するにすぎず、それ以上の手続的効果を帯びるものではないと解せられるので、右一七条の規定あることを根拠に事前通知に前示以外の効

最後に、(2)について考えるのに、右は労働者が就労請求権を有することを前提としてこれに対する妨害行為を禁止する趣旨と解せられるが、本件において債権者らが債務者に対し就労請求権を有するとは認められないことは前記のとおりであるから、これあることを前提とする(2)の請求の趣旨も失当である。

このように、債権者らが本案訴訟の請求の趣旨として予定していると主張しているものに即して検討すると、それらはいずれも失当であり、したがつて、右のような本案訴訟を前提とする限り、本件仮処分申請はこれを許容することができないといわなければならない。

おもうに、債務者による懲戒免職の意思表示は雇傭関係を終了させる形成権の行 使である。そこで、形成権が行使される前に、形成権の存在しないことの確認を求

めることが許されるかどうかについて考えてみるのに、通常の場合は、形成権が行 使された後、相手方はその形成の効果を争い、その無効を前提とする権利関係を主 張して争えば足りるので、形成権が行使される前に、形成権の存在しないことを確 認の対象とする利益はないと考えられるが、確認訴訟は法的紛争の拡大防止をその 機能としていること、形成権の存否は形成権行使の効果の存否についての先決問題 であるところ、形成権存否確認判決の既判力は、その範囲につき種々問題が存する とはいえ、これが形成権行使の効果の存否の判断に作用することをおもえば、形成 権の存否についての争いが裁判所の判断に適する程度に成熟し、裁判所による即時 確定の利益、必要が認められるときは、形成権行使前に形成権の存在しないことの確認を求めることも許されると解すべきである。ところで、本件の場合、債務者に よる懲戒免職の意思表示は雇傭関係を終了させる形成権の行使にあたることは前述 したところであり、しかも懲戒免職処分意思の存在することの通知たる前記事前通 知がすでになされていて争いは成熟しているとしても、前記労働協約には申請の理由3記載のような定めがおかれていることは当事者間に争いがなく、さらに、甲第 三号証によれば、弁明または弁護の手続に関し、当該職員に弁護人選任および主 張、立証の各権利が与えられ、所属長は、その結果を尊重すべきこと、ならびに弁 明または弁護の結果無実が明らかであると認めた場合にはすみやかに事前通知を取 り消さなければならないこと等、中立的な審判者が登場しない点を除けば訴訟手続 類似の周到な規定がおかれていることが認められるところ、申請の理由5の(1)の主張を認めるに足りる疎明資料はなく(甲第三〇号証、第四五号証には右主張に の王張を認めるに足りる

塚明賞料はなく(甲第二〇万証、

第四五万証には

石工家に

そう部分もあるが、

乙第九号証に対比すると採用できない。)、右乙第九号証によれば、

弁明または弁護の手続は形式的なものではなく、

事前通知に記載された事実に対する主張反証は十分に

大人で表慮されることが一応認められる。そして、

債権者らが

昭和四四年一月二四日異議の申立てをし、同年二月三日債権者らの

弁明または

の手続の第一回期日が開かれ、

さらに第二回期日が開かれることが予定されている

ことは

当事者間に争いがなく、

甲第四五号証、

乙第九号証をあわせると、

本件に関

大人の第二回期日がいつ問かれる

のは

大人の第二回期日が

「応認めら する弁明または弁護の第二回期日がいつ開かれるかは未定であることが一応認めら

れる。 そうであるとすれば、右のような事情のもとでは、懲戒事由の存否等に関する本件紛争の解決は、まず本件協約上の前記弁明または弁護の手続に委ね裁判所による分入を避けるのが、労使による紛争の自主的解決を尊重する労働法(労働関係調整法第一条参照)および右協約の趣旨にそうゆえんであつて、右手続の終了前におては裁判所による即時確定の利益、必要性を欠くとみるのが相当である。そして、債権者ら主張のように右手続の運用において右協約の規定等に反している点が、不との点につきこれを認めるに足りる疎明がないことは前述したとおりであるが、将来かかる幣害が生ずればこの点は労働協約の実施に関する事項として労使間の団を交渉によって、是正さるべきであって、そのために懲戒免職権が存在しないことの確認を求める必要を肯認することは相当でない。

したがつて、本件仮処分申請が具体的な懲戒免職権不存在確認請求権を被保全権 利とする趣旨であるとしても、右のように即時確定の利益、必要を欠くものとして 右被保全権利の存在を認めることができない。

(四) 本件仮処分申請は、いずれにしても本案訴訟により確定され、または執行される見込みがある被保全権利が存在することについて疎明がないというほかなく。また保証をもつて疎明に代えることも相当ではない

く、また保証をもつて疎明に代えることも相当ではない。 四 よつて、仮処分の必要性について論ずるまでもなく、本件申請をいずれも却下することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法第八九条第九三条第一項本文を適用して主文のとおり決定する。

(裁判官 沖野威 小笠原昭夫 石井健吾) (別紙)

事由書

品川機関区 A

同 B

昭和四三年一二月一一日品川機関区乗務員室及びその附近において警戒添乗の点呼を受けようとした指導機関士に対し暴力を振い、又、これを止めに入つた管理者に対し暴力をもちいて扉に押しつけ負傷させるとともに扉に据付けた鏡を破損させるなど職員として著しく不都合な行為があつた。

これは、日本国有鉄道法第三一条第一項第一号に該当する。よって同条により免職する。